

17 代官人規則改正の儀上申

〔明治九年一月〕

〔注記1〕

代官人規則上申

代官人規則別紙之通取調候ニ付及上申候也

明治八年十二月十日

司法卿 大木喬任

〔下札1〕

三條太政大臣殿

上申之趣別紙ノ通改正其省ヨリ布達可致事

明治九年一月廿八日

〔注記2〕

〔表紙〕

代官人規則

代官人規則

第一条

凡ソ代官人タラントスル者ハ先ツ所管地方官ノ検査ヲ乞フ所管
地方官之ヲ検査シ其状ヲ具シテ司法省ニ出ス然ル後其許スヘキ
者ハ司法卿之レニ下付スルニ免許状ヲ以テス

第二条

代官人タランヲ乞モノハ左ノ各条ニ照シ其適否ヲ視テ然後ニ之
ヲ検査スヘシ

一從來ノ布告布達并ニ習慣法ニ就テ其沿革ノ概略ニ通スル者

一法律ノ概略ニ通スル者

一現今裁判上手續ノ概略ニ通スル者

一本人品行并ニ履歴ノ大要如何

第三

(条脱カ)

免許ヲ与フ可カラサル者左ノ如シ

一現今在官ノ者

一商家ノ手代

但雇主承諾ノ証書アル者ハ此限ニ非ス

一諸官員ノ執事并華族ノ家令家扶

一曾テ有心故造ヲ以テ刑法ニ処セラレタル者

一曾テ身代限処分ヲ受ケタル者

一其地方内ニ定マリタル住居アラサル者

第四条

既ニ免許状ヲ与フレハ之ヲ司法省并ニ各裁判所ノ代名人名表ニ
 登録ス

但免許状ヲ得タル者ハ必ス該裁判所々在ノ地^(ママ)里内ニ住居ス
 可シ

第五条

免許状ヲ得タル者ハ免許料トシテ金十円ヲ司法省ニ納メシム

但免許ハ一年ヲ以テ限トス若引続其職務ヲ行フ者ハ満期ノ節

更ニ免許ヲ受ク可シ

第六条

代名人ノ代言ヲ為スハ必スシモ同管轄ノ者ニ限ラス都テ双方ノ

協議ニ任ス可シ

但免許サシタル該裁判所ノ外ハ代言ヲ為スヲ得スト雖モ其或^(ママ)

ハ控訴等ニテ従前手續ヲ以テ他ノ裁判所ヨリ上等裁判所ニ出
 ルカ如キハ此限ニ非ス

第七条

代名人ハ正直確實ヲ以テ本人ヲ保護スル者トス故ニ其不正不実
 ナル者アレハ本人ヨリ何時ニテモ之ヲ辞シ更ニ他ノ代名人ヲシ
 テ代言セシムルヲ得ヘシ

第八条

代名人ハ訟庭上ニテ其訴答往復書中ノ趣意ヲ弁明シ裁判官ノ問
 ニ答フル者トス若シ其弁論端緒ヲ失シ詞訟ノ本旨ヲ紊乱シ裁判
 ノ妨碍トモナル可キ時ハ裁判官之ヲ中止スルヲ得ヘシ

第九条

若シ訴答書中遺漏ノ件アル時ハ更ニ書取リヲ差出サシメタル上
 ニ非サレハ代名人其事ヲ弁明スルヲ得ス

第十条

裁判官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ訟庭上原被双方互ニ弁論スルヲ
 得ス

第十一条

規則布令ノ一ニ付裁判官ニ向テ旨趣ヲ陳述スルヲ得ヘシト雖モ
 其立法ノ原旨ヲ論議スルヲ得ス

第十二条

代名人疾病事故アリテ本日出席スル能ハサレハ必ス裁判所ヘ其
 旨ヲ届出ヘシ

但代言人故ナク出頭セスシテ聽訟延期スル時ハ其費用ヲ償ハシム可シ及ヒ相手方ノ抵償ヲ任スルアル可シ

第十三条

代言人ノ謝金ハ代言人其本人トノ協議ヲ以テ其高ヲ預定スル者トス

第十四条

- 一 訟庭ニ於テ国法ヲ非議シ及官吏ヲ侵凌スル者
- 一 訟庭ニ於テ臆察詐偽ノ弁ヲ為ス者
- 一 相手方ヲ悪言凌罵シ其面目名譽ヲ汚辱スル者
- 一 預シメ謝金ヲ要シ又ハ謝金ヲ貪ル者
- 一 他人ノ貸借取引等ノ詞訟ヲ買取り自己ノ利ヲ計ル者
- 一 詞訟ヲ教唆スル者
- 一 故サラニ時日ヲ遷延シテ本人ノ妨害ヲ為ス者

此ノ如キ者ハ其輕重ヲ量リ裁判官直チニ之ヲ罰スルヲ得其罰日左ノ如シ

- 一 譴責
- 一 停業 一月ヨリ短カラス
一年ヨリ長カラス
- 一 除名 三年ヲ經シ後ニ非サレハ復タ代言人タルヲ許サス

但其罪重キ者ハ刑律ニ依テ之ヲ処スヘシ

(注記3) 明治九年一月十七日同廿四日来

(牟田口)

大臣

(三條) (岩倉)

参議

(大久保) (大木) (寺島) (大隈)

卿輔

(島尾) (大石)

法制局

(日下部) (金井)

大史

(土佐) (巖谷)

(注記4) (注記5)

別紙司法省上申代言規則ノ儀取調候処猶十分精確ノ物トハ申シ難キケ条モ有之候ヘハ何分初発ノ儀ニモ有之且又本省ニ於テハ實際景況酌量ノ上取極メ候趣ノ申立モ有之旁於本局ハ字句上ノミ別紙之通修正相加ヘ(御指令)諸按取調仰高裁候也

追テ本則中有心故造ノ刑ヲ受ケシ者云々ノ条ハ末ノ十四条トノ照応權衡如何ニ付懲役一年以上実決ノ刑ト改正致候右ハ字句上ノ修正ニ止マラサル儀ニ付キ為念申添置候也

御指令案

上申ノ趣別紙ノ通改正其省ヨリ布達可致事

明治九年一月廿八日 (長)

(注記6) 代言人規則

第一条

凡ソ代言人タラントスル者ハ先ツ專ラ代言(抹遣)ノ職ヲ(櫻井) (加筆)行ハント欲スル裁判所ヲ示シタル願書ヲ記シ所管地方官ノ検査ヲ乞フヘシ地方官之ヲ検査スルノ後状ヲ具シテ司法省ニ出ス然ル後其許スヘキ者ハ司法卿之レニ免許状ヲ下付ス

第二条

代言人ヲ検査スルハ左ノ件々ニ照スヘシ

- 一 布告布達沿革ノ概略ニ通スル者
- 二 刑律ノ概略ニ通スル者
- 三 現今裁判上系統ノ概略ニ通スル者
- 四 本人品行并ニ履歷如何

第三条

(横田) (牟田口) (谷藤)

免許ヲ与フヘカラサル者左ノ如シ

一 懲役一年以上実決ノ刑ニ処セラレシ者

二 身代限ノ処分ヲ受ケシ者

三 其地方内ニ定マリタル住居アラサル者

四 官職アル者

但准官吏タル者モ亦同

五 商家ノ手代

但雇主承諾ノ証書アル者ハ此限ニ非ス

六 諸官員ノ執事并華族ノ家令家扶

(加筆)
〔但同上〕

第四条

既ニ免許状ヲ与フレハ之ヲ司法省并各裁判所ノ代言人名表ニ登載ス

但免許状ヲ得タル者ハ必ス該裁判所所在ノ地大区内ニ住居ス

ヘシ

第五条

免許状ヲ得タル者ハ免許料トシテ金拾円ヲ司法省ニ納メシム

但免許ハ壹年ヲ以テ限リトス若シ引続其職務ヲ行ハント欲ス

ル者ハ満期ノ節更ニ免許ヲ受クヘシ

第六条

代言人(抹消)〔ノ〕代言ヲ為スハ必スシモ同管轄ノ者ニ限ラス都テ双方ノ協議ニ任スヘシ

但免許(抹消)〔サ〕〔セラ〕レタル該裁判所ノ外ハ代言ヲ為スヲ得スト

雖モ其或ハ控訴等ニテ従前手續ヲ以テ他ノ裁判所ヨリ上等級

判所ニ出ルカ如キハ此限ニ(抹消)〔非〕〔アラ〕ス

第七条

代言人ヨリ訴訟本人ニ対シ不正不実ノ証アル時ハ本人ヨリ何時ニテモ裁判所ヘ其由ヲ届ケタル上ニテ代言ヲ辞シ更ニ他ノ代言人ヲシテ代言セシムルヲ得ヘシ(加筆・朱書)〔但シ前ノ代言人ハ不正不実ニアラザルノ訴ヲ為スヲ得(抹消)〕

第八条

代言人ハ訟庭ニ於テ其訴答往復書中ノ趣意ヲ弁明シ裁判官ノ問ニ答フル者トス若シ其弁論端緒ヲ失シ詞訟ノ本旨ヲ紊乱シ裁判ノ妨碍トナル時ハ裁判官之ヲ制止スルヲ得ヘシ

第九条

若シ訴答書中遺漏ノ件アル時ハ更ニ書取リヲ差出サシメタル上ニ非サレハ代言人其事ヲ弁明スルヲ得ス

第十条

裁判官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ訟庭上原被双方互ニ弁論スルヲ得ス

第十一条

告達諸規則ノ一ニ付裁判官ニ向テ旨趣ヲ陳述スルヲ得ヘシト雖モ其是非及ヒ立法ノ原旨ヲ論議スルヲ得ス

第十二条

代言人疾病事故アリテ本日出席スル能ハサレハ必ス裁判所ヘ其旨ヲ届出ヘシ若シ代言人故ナク出頭セズシテ聴訟延期スル時ハ訴訟本人ノ為メ并ニ相手方ノ為ニ延期ヨリ生シタル費用ヲ償ハシムヘシ

第十三条

代言人ノ謝金ハ代言人其訴訟本人トノ協議ヲ以テ其高ヲ預定スル者トス

第十四条

- 一 訟庭ニ於テ国法ヲ誹議シ及ヒ官吏ヲ侵凌スル者
 - 二 訟庭ニ於テ臆察詐偽ノ弁ヲ為ス者
 - 三 相手方ヲ悪言凌罵シ其面目名譽ヲ〔抹遣〕〔加筆〕〔辱〕〔汚〕ス者
 - 四 謝金ヲ前収シ又ハ過当ノ謝金ヲ貪ル者
 - 五 他人ノ貸借取引等ノ詞訟ヲ買取り自己ノ利ヲ図ル者
 - 六 詞訟ヲ教唆スル者
 - 七 故ラニ時日ヲ遷延シテ訴訟本人ノ妨害ヲ為ス者
- 右ノ如キ者ハ其輕重ヲ量リ裁判官直チニ之ヲ罰スルヲ得其罰目左ノ如シ

一 謹責

二 停業一月以上
一年以下

三 除名三年ヲ經シ後ニ非レハ
復代言人タルヲ許サズ

但其罪重キ者ハ律ニ依テ処断シ本条罰目ト併セ科スルヲ妨ケズ尤第三條第壹項ニ触ル、者ハ更ニ代言人タルヲ許サズ

第十五条

此規則ニ掲クル所ノ者ハ他ノ法律成規ニ相触ル、コナシ

(注記1)

〔甲第壹百七拾貳号／法制局第四十九号／十二月十五日／法制局受付印〕
〔牛田口〕〔井手〕〔日置〕

(注記2) 〔十二〕 (簿册内件名番号)

(注記3) 〔法制局第四十九号／法制局受付印〕
〔井手〕

(注記4) 〔史〕
〔官カ〕〔本局〕

(注記5) 〔司七〕

(注記6) 〔修正案〕

(下札1) 〔本件規則中取直し御廻有之度候也 第一科 法制局御中〕

(下札2) 〔五 諸官員華士族及ヒ商家其他一般ノ雇人タル者
但雇主承諾ノ証書アル者ハ此限ニ〔抹遣〕〔加筆〕〔アラ〕ス〕

〔明治九年一月
公文録 司法省之部 全〕
2A, 9, ②1792